

○経済産業省令第九十四号
 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十三条第一項、第四十四条第五項、第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和四年十二月十四日
 電気事業法施行規則の一部を改正する省令
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

経済産業大臣 西村 康稔

改 正 後 改 正 前

（主任技術者の選任等）
第五十二条 法第四十三条第一項の規定による主任技術者の選任は、次の表の上欄に掲げる事業場又は設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから行うものとする。

（主任技術者の選任等）
第五十二条 〔同上〕

| | |
|--|--|
| <p>一 〔略〕</p> <p>二 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）又は燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限り。）の設置の工事のための事業場</p> <p>三・四 〔略〕</p> <p>五 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、内燃力を原動力とするもの及び出力一万キロワット未満のガスタービンを原動力とするものを除く。）及び燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限り。）</p> <p>六 〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> <p>第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> <p>〔略〕</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>一 〔略〕</p> <p>二 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）又は燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限り。）の設置の工事のための事業場</p> <p>三・四 〔略〕</p> <p>五 火力発電所（小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、内燃力を原動力とするもの及び出力一万キロワット未満のガスタービンを原動力とするものを除く。）及び燃料電池発電所（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限り。）</p> <p>六 〔略〕</p> | <p>〔略〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔略〕</p> |
|--|--|

254 〔略〕

254 〔略〕

(免状の種類による監督の範囲)
第五十六条 法第四十四条第五項の経済産業省令で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 主任技術者免状の種類 | 保安の監督をすることができる範囲 |
|---|---|
| 一～五 [略] 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者 免状 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者 免状 | [略] 火力設備（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力設備のうち、小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。） |

(使用前安全管理検査)

第七十三条の二 法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるものの以外のものであるとする。

- 一・一の二 [略]
 - 二 内燃力を原動力とする火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所に限り、送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）
- 三～八 [略]

(免状の種類による監督の範囲)
第五十六条 [同上]

| 主任技術者免状の種類 | 保安の監督をすることができる範囲 |
|-----------------------------|---|
| 一～五 [略] 六 [同上] 七 [同上] | [略] 火力設備（小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの、小型のガスタービンを原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）、原子力設備及び燃料電池設備（改質器の最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のものに限る。）の工事、維持及び運用（電気的設備に係るものを除く。） |

(使用前安全管理検査)

第七十三条の二 [同上]

- 一・一の二 [略]
 - 二 内燃力を原動力とする火力発電所（送電電圧十七万ボルト以上の送電線引出口の遮断器を伴うものにあつては、当該遮断器を除く。）
- 三～八 [略]

(溶接事業者検査)
第七十九条 法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

- 一 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具
- イ・ロ [略]
- 二 [略]

(定期安全管理検査)

第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属するものを除く。

- 一～四 [略]
- 五 ガスタービン（アンモニア又は水素以外を燃料として使用するガスタービンにあっては、出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となつて燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であつて、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）
- 六 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所）にあっては、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七～十三 [略]

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

| 発電所 | 工事の種類 | 認可を要するもの | 事前届出を要するもの |
|---------|-------|--|------------|
| 一 設置の工事 | 1 [略] | 1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの (1)～(4) [略] (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所であつて汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの (2) から(4)までに掲げるものを除く。の設置 | 2 [略] |

(溶接事業者検査)
第七十九条 [同上]

一 火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具

イ・ロ [略]

二 [略]

(定期安全管理検査)

第九十四条 [同上]

- 一～四 [略]
- 五 ガスタービン（出力千キロワット以上の発電設備に係るもの（内燃ガスタービンにあってはガス圧縮機及びガス圧縮機と一体となつて燃焼用の圧縮ガスをガスタービンに供給する設備の総合体であつて、高圧ガス保安法第二条に定める高圧ガスを用いる機械又は器具に限る。）に限る。）
- 六 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあっては、高圧ガス保安法第五条第一項及び第二項並びに第二十四条の二に規定する事業所に該当する火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）の原動力設備に係るものに限る。）

七～十三 [略]

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

| 発電所 | 工事の種類 | 認可を要するもの | 事前届出を要するもの |
|------|--------|----------|------------|
| [同上] | 一 [同上] | 1 [同上] | 1 [同上] |
| [同上] | 二 [同上] | 1 [同上] | 2 [略] |

二 変更の工事
(一) 発電設備の設置

- (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事であって、次の設備に係るもの
 - 1 原動力設備
 - (1) 「略」
 - (2) 火力設備
 - イ 「略」
 - ロ ボイラー若しくは独立過熱器(バーナーを含む。以下同じ。)又は蒸気貯蔵器

〔略〕

発電設備の設置であつて、次に掲げるもの

- (1) 「略」
- (4) 「略」
- (5) アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備であつて汽力、ガスタービン又は内燃力を原動力とするもの(②から④までに掲げるものを除く。)の設置
- (6) 「略」
- (10) 「略」
- (11) (1)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

- 〔略〕
- 1 「略」
- 3 「略」
- 4 出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス、アンモニア、水素及びガス以外のものに係る場合に限る。)
- 5 アンモニア又は水素を燃料として使用する火力発電所の発電設備に係るボイラーの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの

二 〔同上〕
(一) 〔同上〕

- 1 〔同上〕
- (1) 「略」
- (2) 〔同上〕
- イ 「略」
- ロ 〔同上〕

(二) 〔同上〕

〔略〕

〔同上〕

- (1) 「略」
- (4) 「新設」

- (5) 「略」
- (9) 「略」
- (10) (1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

- 〔略〕
- 1 「略」
- 3 「略」
- 4 出力千キロワット以上の発電設備に係るボイラーの改造であつて、燃料の種類の変更又は追加を伴うもの(石炭、石油、液化ガス及びガス以外のものに係る場合に限る。)
- 〔新設〕

ハ 「略」
 ニ ガスタービン
 (空気圧縮機、
 ガス発生機及び
 燃焼器を含む。
 以下同じ。)

ホ 内燃機関

ヘ 燃料設備(内
 燃力発電設備に
 係るものを除
 く。)

「略」
 1 ガスタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置
 2 ガスタービンに属するガス圧縮機の設置

3 ガスタービン(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。4において同じ。)の改造であつて、次に掲げるもの
 (1) (3) 「略」
 4 ガスタービンの取替え

内燃機関(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。)の設置又は取替え
 1 燃料設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置

ハ 「略」
 ニ 「同上」

ホ 「同上」

ヘ 「同上」

「略」
 1 出力千キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの設置

2 出力千キロワット以上の発電設備に係るガスタービンに属するガス圧縮機の設置
 3 出力一万キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの改造であつて、次に掲げるもの

(1) (3) 「略」
 4 出力一万キロワット以上の発電設備に係るガスタービンの取替え
 出力一万キロワット以上の発電設備に係る内燃機関の設置又は取替え

1 出力千キロワット以上の発電設備に係る燃料設備の設置

別表第三(第六十三条、第六十六条、第七十八条関係)

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 電気工作物の種類 一 発電所 (一) [略] (二) 火力設備 1 [略] 2 ボイラー | [略] | 記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容)に限る。 | 添付書類(認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容)に限る。 |
| | | 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 [略] 16 [略] 17 [略] | |

| | | | |
|--------------------------------|--|-----|--|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ト 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備を除く。) | チヌ 2 [略] 3 [略] (3) [略] (5) [略] | [略] | 2 燃料設備の改造であつて、次に掲げるもの 1 液化ガス設備(アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所の発電設備にあつては、出力千キロワット以上の発電設備に係るものに限る。2において同じ。)の設置 2 液化ガス設備の改造であつて、次に掲げるもの (1) [略] (7) [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

別表第三(第六十三条、第六十六条、第七十八条関係)

| | | | |
|--|------|-------------------------|------|
| [同上] | [同上] | [同上] | [同上] |
| 一 [同上] (一) [略] (二) [同上] 1 [略] 2 [同上] | [同上] | 1 [略] 2 [同上] | [同上] |
| 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略] 15 [略] 16 [略] | [同上] | [新設] 1 [略] 2 [同上] | [同上] |
| [略] | [同上] | [略] | [同上] |
| [略] | [同上] | [略] | [同上] |
| [略] | [同上] | [略] | [同上] |
| [略] | [同上] | [略] | [同上] |
| [略] | [同上] | [略] | [同上] |

| | | | |
|-----------|--|------|---|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| ト [同上] | チヌ 2 [略] 3 [略] (3) [略] (5) [略] | [同上] | 2 出力千キロワット以上の発電設備に係る液化ガス設備の改造であつて、次に掲げるもの (1) [略] (8) [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] | [略] |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|---|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 3 独立過熱器 | 4・5 「略」 | 6 ガスタービン (空気圧縮機、 ガス発生機、燃 焼器を含む。以 下同じ。) | 7 内燃機関 | 8 燃料設備 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 「略」 | 2 「略」 | 3 燃料貯蔵設備に係る次 の事項 (1)「略」 (4)「略」 | 4 「略」 | 5 「略」 | 6 「略」 | 7 「略」 | 8 「略」 | 9 「略」 | 10 「略」 | 11 「略」 | 12 「略」 | 13 「略」 | 14 「略」 | 15 「略」 | 16 「略」 | 17 「略」 | 18 「略」 | 19 「略」 | 20 「略」 |
| 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 |
| 3 「同上」 | 4・5 「略」 | 6 「同上」 | 7 「同上」 | 8 「同上」 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 「略」 | 2 「略」 | 3 「同上」 | 4 「略」 | 5 「略」 | 6 「略」 | 7 「略」 | 8 「略」 | 9 「略」 | 10 「略」 | 11 「略」 | 12 「略」 | 13 「略」 | 14 「略」 | 15 「略」 | 16 「略」 | 17 「略」 | 18 「略」 | 19 「略」 | 20 「略」 |
| 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 | 「略」 |

備考 表中の「」は注記である。

| | | | |
|------------|-------------------------|--------------|--|
| 一の二、四 略 | 12・13 (三) 略 (七) 略 | 11 ガス化炉設備 | 10 9 略 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備を除く。) |
| 略 | | 略 | <p>(5) 液化ガス用燃料設備に属する冷凍設備の冷媒ガスの種類、当該冷凍設備に係る受液器、油分離器及び凝縮器に係る2の中欄(3)に掲げる事項に準ずるもの並びに当該冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機に係る8の中欄(4)に掲げる事項に準ずるもの</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) アンモニアを燃料として使用する火力発電所の発電設備に係る液化ガス用燃料設備に属するガス漏えい検知警報設備の種類並びに除害設備の種類、能力、個数及び取付箇所</p> <p>(8) 略</p> <p>4 5 8 略</p> <p>1 5 略</p> <p>6 (二) 2の中欄(4)に準ずるもの(液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽に係るものを除く。)</p> <p>7 略</p> <p>1 項 ガス化炉に係る次の事項</p> <p>(1) 3 略</p> <p>(4) (二) 2の中欄(1)から(16)までに準ずるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 5 7 略</p> |
| 略 | 略 略 | 略 | 略 略 |
| 一の二、四 略 | 12・13 (三) 略 (七) 略 | 11 ガス化炉設備 | 10 9 略 液化ガス設備 (液化ガス用燃料設備を除く。) |
| 略 | | 略 | <p>(5) 液化ガス用燃料設備に属する冷凍設備の冷媒ガスの種類、当該冷凍設備に係る受液器、油分離器及び凝縮器に係る2の中欄(3)に掲げる事項に準ずるもの並びに当該冷凍設備に係る冷媒ガス圧縮機に係る8の中欄(4)に掲げる事項に準ずるもの</p> <p>(6) 新設 略</p> <p>(7) 略</p> <p>4 5 8 略</p> <p>1 5 略</p> <p>6 (二) 2の中欄(4)に準ずるもの(液化ガス用気化器又は液化ガス用貯槽に係るものを除く。)</p> <p>7 略</p> <p>1 項 ガス化炉に係る次の事項</p> <p>(1) 3 略</p> <p>(4) (二) 2の中欄(1)から(15)までに準ずるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>2 5 7 略</p> |
| 略 | 略 略 | 略 | 略 略 |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

(主任技術者の選任に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している事業場又は設備であつて、この省令の施行により新たに改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当するものについては、電気事業法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該事業場又は設備のうち、変更の工事（その工事の後に新規則第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当しなくなる場合を除く。）を行うものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

(工事計画の届出に係る経過措置)

第三条 この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であつて、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、当該規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

(溶接事業者検査に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し（輸入したものを除く。）、若しくはこの省令の施行前に輸入した火力発電所に係る機械又は器具であつて、この省令の施行により新たに新規則第七十九条第一号に掲げる機械又は器具に該当するものについては、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けずに使用することができる。

(定期安全管理検査に係る経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に設置されている蒸気タービン及びその附属設備、ガスタービン又は液化ガス設備であつて、この省令の施行により新たに新規則第九十四条第一号に掲げる蒸気タービン及びその附属設備、同条第五号に掲げるガスタービン又は同条第六号に掲げる液化ガス設備に該当するものについては、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。